

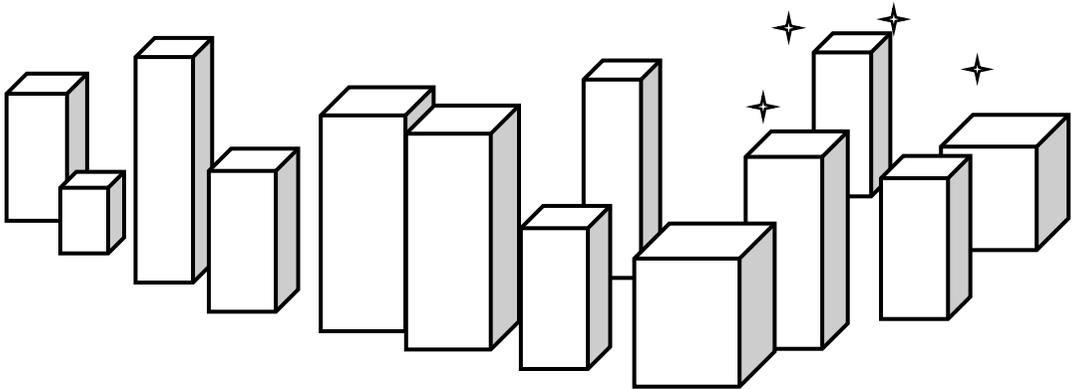
超速解！小玉塾

択一ALL in one 完成講座

ガイダンス

<絞って、得点！執行法！>

講師レジュメ②



司法書士

小玉 真義 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

不動産執行～強制競売～その他、択一出題歴のある問題

<押さえるべき条文>

第49条（開始決定及び配当要求の終期の公告等）

- 1 強制競売の開始決定に係る差押えの効力が生じた場合（その開始決定前に強制競売又は競売の開始決定がある場合を除く。）においては、裁判所書記官は、物件明細書の作成までの手続に要する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。
- 2 裁判所書記官は、配当要求の終期を定めたときは、開始決定がされた旨及び配当要求の終期を公告し、かつ、次に掲げるものに対し、債権（利息その他の附帯の債権を含む。）の存否並びにその原因及び額を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。
 - ① 第87条第1項第3号に掲げる債権者
 - ② 第87条第1項第4号に掲げる債権者（抵当証券の所持人にあつては、知っている所持人に限る。）

第50条（催告を受けた者の債権の届出義務）

- 1 前条第2項の規定による催告を受けた同項第1号又は第2号に掲げる者は、配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない。
- 3 前2項の規定により届出をすべき者は、故意又は過失により、その届出をしなかつたとき、又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第51条（配当要求）

- 1 第25条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「**執行力のある債務名義の正本**」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る**差押えの登記後に登記された仮差押債権者**及び第181条第1項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。
- 2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第56条（地代等の代払の許可）

建物に対し強制競売の開始決定がされた場合において、その建物の所有を目的とする地上権又は賃借権について債務者が地代又は借賃を支払わないときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）がその**不払の地代又は借賃を債務者に代わつて弁済することを許可することができる。**

第72条（売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置）

- 3 売却の実施の終了後に第39条第1項第8号に掲げる文書の提出があつた場合には、その売却に係る売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその売却に係る売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用する。

第88条（期限付債権の配当等）

- 1 確定期限の到来していない債権は、配当等については、弁済期が到来したものとみなす。

第89条（配当異議の申出）

- 1 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出（以下「配当異議の申出」という。）をすることができる。

第90条（配当異議の訴え等）

- 1 配当異議の申出をした債権者及び執行力のある債務名義の正本を有しない債権者に対し

配当異議の申出をした**債務者は**、配当異議の訴えを提起しなければならない。

第91条（配当等の額の供託）

1 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所書記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

- ① 停止条件付又は不確定期限付であるとき。
- ② 仮差押債権者の債権であるとき。
- ③ 第39条第1項第7号又は第183条第1項第6号に掲げる文書が提出されているとき。
- ④ その債権に係る先取特権、質権又は抵当権（以下この項において「先取特権等」という。）の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。
- ⑤ その債権に係る先取特権等につき仮登記又は民事保全法第53条第2項に規定する仮処分による仮登記がされたものであるとき。

<過去問>

- | | |
|--|-------------------------|
| 1. 不動産に対する強制競売において、差押えの登記後、配当要求の終期までに登記した抵当権者は、配当要求をすることができる。（S60-06-ア） | 誤り。
（51条1項） |
| 2. 不動産に対する強制競売において、差押えの登記後配当要求の終期までに仮差押えをした債権者は、配当要求をしないでも、配当を受けることができる。（S60-06-イ） | 誤り。
（51条1項, 87条1項2号） |
| 3. 差押えの登記後に登記された不動産工事の先取特権を有する債権者は、配当要求をすることにより、配当を受けることができる。（S63-07-3） | 誤り。
（51条1項, 87条1項2号） |
| 4. 差押えの登記後に登記された質権を有する債権者は、配当要求をすることにより、配当を受けることができる。（S63-07-4） | 誤り。
（51条1項, 87条1項2号） |
| 5. 借地上の建物に対し、強制競売の開始決定がされた場合において、債務者がその地代を支払わなかったときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、その不払の地代についての代払の許可の申立をすることができる。（7-6-3） | 正しい。
（56条1項） |
| 6. 不動産執行は、第三者が目的物を占有する場合でも、することができる。（13-7-5） | 正しい。 |
| 7. 債務者は、配当異議の訴えを提起することができない。（26-7-エ） | 誤り。
（90条1項） |
| 8. 配当異議の訴えが適法に提起されたときは、当事者は、裁判所において口頭弁論をしなければならない。（26-7-オ） | 正しい。 |

- | | |
|--|--|
| <p>9. 「被告は原告に対し金 50 万円を支払え」との判決が確定した後に、原告Aが被告Bに対し、1 年間その弁済を猶予していた場合、Aは、その弁済猶予の期間が経過する前であっても、Bに対する他の債権者の申立てによって開始したBの不動産の競売手続において、その確定判決に基づき配当要求をすることができる。</p> | <p>正しい。
(88条1項, 51条1項)</p> |
| <p>10. 「被告は原告に対し金 50 万円を支払え」との判決が確定した後に、原告Aが被告Bに対し、1 年間その弁済を猶予していた場合、Aの申立てによって開始したBの不動産の強制競売手続において、売却の実施が終了した後にその弁済猶予がされ、Bがその旨を記載した文書を執行裁判所に提出したときは、執行裁判所は、売却決定期日を開くことができない。</p> | <p>誤り。
(72条3項)</p> |
| <p>11. 不動産の強制競売において、債権届出の催告を受けたにもかかわらず、配当要求の終期までに債権の存否並びにその原因及び額の届出をしなかった差押えの登記前に登記された根抵当権を有する債権者は、配当を受けることができない。</p> | <p>誤り。
(49条2項, 50条1項, 3項・損害賠償責任だけ)</p> |

第三目 強制管理

不動産執行～強制管理

例えば、AがB所有の不動産に強制執行の申立てをしたいと考えている。ところで、Bは自分が賃貸人になってマンションを賃貸している。そこで、その家賃収入（賃料）から回収するというのが強制管理の典型例です。

強制管理は、①差押え→②管理→③配当等の流れで進みます。

①差押え

差押の登記により、債務者は家賃の取り立てができなくなります。また、債務者の賃借人（給付義務者といいます。）は管理人に対して家賃を支払うこととなります（93条1項）。

②管理

執行裁判所の監督のもとに、管理人が行います（95条1項）。

③配当等

弁済金の交付又は配当が行われます。なお、収益金の余りは債務者に交付されることになっています（107条1項2項）。

<押さえるべき条文>

第43条（不動産執行の方法）

1 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」という。）は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、**併用することができる。**

第93条（開始決定等）

1 執行裁判所は、強制管理の手続を開始するには、強制管理の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し収益の処分を禁止し、及び債務者が賃料の請求権その他の当該不動産の収益に係る給付を求める権利（以下「給付請求権」という。）を有するときは、債務者に対して当該給付をする義務を負う者（以下「給付義務者」という。）に対しその給付の目的物を管理人に交付すべき旨を命じなければならない。

5 強制管理の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第94条（管理人の選任）

1 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

2 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第3条又は第53条第1項の免許を受けた者をいう。）、銀行その他の法人は、管理人となることができる。

第95条（管理人の権限）

1 管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の収取及び換価をすることができる。

第96条（強制管理のための不動産の占有等）

1 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができる。

第105条（配当要求）

1 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び第181条第1項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

<過去問>

- | | |
|---|--------------------------|
| 1. 強制管理の管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができる。(7-6-2) | 正しい。
(96条1項) |
| 2. 不動産の強制管理の開始決定に対して執行抗告をすることはできない。(S63-08-5) | 誤り。
(93条5項) |
| 3. 不動産に対する強制管理において、一般の先取特権を有する者は、配当要求をすることができる。(S60-06-ウ) | 正しい。
(105条1項, 181条1項) |

第二款 船舶に対する強制執行

<押さえるべき条文>

第113条（執行裁判所）

船舶執行については、強制競売の**開始決定の時の船舶の所在地**を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

<過去問>

1. 船舶執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が執行裁判所となる。（2-1-2）

誤り。

（113条）

第三款 動産に対する強制執行

動産執行

動産執行は、債権回収の中で一番豪快な手段です。債務者の店舗や自宅に立ち入り、そこで発見した財産を売却して債権の回収に充てます。対象となるのは、現金や宝石、高級時計や店舗内の各種商品です。

動産執行の場合、執行官は鍵を無理矢理こじ開けることもできます。債務者がお風呂に入っている間でも、勝手に侵入できます。ですから非常に効果の高い債権回収手段といえます。

動産執行は、①差押え→②換価→③配当等の流れで進みます。

①差押え

執行官がその動産を占有して行います（123条1項）。

②換価

執行官が入札、競り売り等の方法で行います。

③配当等

弁済金の交付又は配当が行われます（139条1項、142条）。

<押さえるべき条文>

第122条（動産執行の開始等）

1 動産（登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で1月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第4章において同じ。）に対する強制執行（以下「動産執行」という。）は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

2 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

第123条（債務者の占有する動産の差押え）

1 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

2 執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に**立ち入り**、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を搜索することができる。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分をすることができる。

3 執行官は、相当であると認めるときは、**債務者に差し押さえた動産**（以下「差押物」という。）を**保管させることができる**。この場合においては、差押えは、差押物について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力を有する。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管させる場合において、相当であると認めるときは、その**使用を許可することができる**。

第124条（債務者以外の者の占有する動産の差押え）

前条第1項及び第3項から第5項までの規定は、債権者又は**提出を拒まない第三者の占有する動産の差押え**について準用する。

第125条（二重差押えの禁止及び事件の併合）

1 執行官は、差押物又は仮差押えの執行をした動産を**更に差し押さえることができない**。

第128条（超過差押えの禁止等）

1 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の**弁済に必要な限度を超えてはならぬ**

い。

第130条（売却の見込みのない差押物の差押えの取消し）

差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

第131条（差押禁止動産）

次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

- ① 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
- ② 債務者等の一月間の生活に必要な食料及び燃料
- ③ 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭（66万円）

第132条（差押禁止動産の範囲の変更）

- 1 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。
- 2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命ずることができる。

第133条（先取特権者等の配当要求）

先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

<過去問>

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1. 動産に対する強制執行の申立ては、目的物の所在地を管轄する地方裁判所に対してしなければならない。（13-7-ア） | 誤り。
（動産の所在地を管轄する地方裁判所に所属する執行官にする） |
| 2. 裏書の禁止されている手形以外の手形は、動産執行の対象とならない。（S61-07-1） | 誤り。
（122条1項） |
| 3. 土地から分離する前の天然果実で1か月以内に収穫することが確実であるものは、動産執行の対象とならない。（S61-07-4） | 誤り。
（122条1項） |
| 4. 動産執行における債務者は、差押物を使用することができない。（13-7-4） | 誤り。
（123条3項、4項） |
| 5. 執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差押えた動産を保管させることができる。（1-7-1） | 正しい。
（123条 |

- | | |
|--|--|
| <p>6. 執行官は、債務者の占有する動産を差押えるために、債務者の住居その他の債務者の占有する場所に立ち入ることができる。(1-7-5)</p> | <p>3項)
正しい。
(123条
2項)</p> |
| <p>7. 動産執行は、第三者が目的物を占有する場合でも、することができる。(13-7-5)</p> | <p>正しい。
(124
条, 123
条1項)</p> |
| <p>8. 執行官は、差押えがなされている動産を、更に差押えることができる。(15-7-ウ, 1-7-4)</p> | <p>誤り。
(125条
1項)</p> |
| <p>9. 動産執行における執行官は、執行債権及び執行費用の総額を超えて差押えすることができない。(13-7-3, 1-7-3)</p> | <p>正しい。
(128条
1項)</p> |
| <p>10. 執行官は、差押えた動産について、相当な方法による売却を実施しても、なお、売却の見込みがないときは、差押えを取消することができる。(1-7-2)</p> | <p>正しい。
(130
条)</p> |
| <p>11. 差押禁止動産の範囲の変更は、執行官が行う。</p> | <p>誤り。
(132条
2項)</p> |
| <p>12. 債務名義を有する一般債権者は、動産執行において配当要求をすることができない。</p> | <p>正しい。
(133
条)</p> |

第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行

第一目 債権執行等

債権執行～流れ

例えば、AがBに対して持っている貸付金債権を回収するために、BがC会社に対して請求できる給料債権を差し押さえるのが、債権執行の典型例です。

この場合、Aを債権者、Bを債務者、Cを第三債務者といいます。

債権執行は、①差押え→②換価（＝満足）の流れで進みます。

①差押え

執行裁判所の差押命令で開始します（143条）。差押命令は、B及びC会社へ送達されます（145条3項）。Bは債権の取り立てその他の処分が禁止され、C会社はBへの弁済が禁止されます（145条1項）。

※仮に、差押命令の後に、C会社が間違っBに給料を支払ってしまった場合、CはAに対しても2重払いをしなければなりません。

※Aが債権の存否や金額についてC会社に対して確認したい場合は、Aは債権執行の申立てと同時に陳述催告の申立て（147条）をする必要があります。

※この手続きが終わると、債務者と第三債務者が差押命令を受け取った日付について、裁判所から債権者へ送達通知書が届きます。

②換価（＝満足）

Aは、Bに差押命令が送達された日から1週間を経過すると、差し押さえた債権を直接C会社から取り立てることができます（直接取立権、155条）。

※直接取立ての手続については、裁判所は関与してくれません。A自身がC会社と連絡を取り合って、支払ってもらえるよう働きかける必要があります。

③C会社が直接取立てに応じないとき

C会社に対して取立訴訟（157条）を提起することになります。ここで勝訴判決を得たら、それに基づいて、今度はC会社の財産に対して強制執行をしていくことになります。

<押さえるべき条文> H28出題

第143条（債権執行の開始）

金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。）に対する強制執行（第167条の2第2項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。）は、**執行裁判所の差押命令により**開始する。

第144条（執行裁判所）

- 債権執行については、**債務者の普通裁判籍の所在地**を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは**差し押さえるべき債権の所在地**を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。
- 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

3 差押えに係る債権（差押命令により差し押さえられた債権に限る。以下この目において同じ。）について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

第145条（差押命令）

- 1 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。
- 2 差押命令は、債務者及び**第三債務者を審尋しないで**発する。
- 3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。
- 4 差押えの効力は、差押命令が**第三債務者に送達された時に**生ずる。
- 5 差押命令の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第146条（差押えの範囲）

- 1 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の**全部について**差押命令を発することができる。

第147条（第三債務者の陳述の催告）

- 1 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から2週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。

第148条（債権証書の引渡し）

- 1 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。

第149条（差押えが一部競合した場合の効力）

債権の一部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及び。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときのその差押えの効力も、同様とする。

第150条（先取特権等によつて担保される債権の差押えの登記等の囑託）

登記又は登録（以下「登記等」という。）のされた先取特権、質権又は抵当権によつて担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権について差押えがされた旨の登記等を囑託しなければならない。

第151条（継続的給付の差押え）

給料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及び。

第151条の2（扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例）

- 1 債権者が次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する場合において、その**一部に不履行があるときは**、第30条第1項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち**確定期限が到来していないものについても、債権執行を開始することができる。**

- ① 民法第752条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
- ② 民法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
- ③ 民法第766条（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による**子の監護に関する義務**
- ④ 民法第877条から第880条までの規定による扶養の義務

- 2 前項の規定により開始する債権執行においては、各定期金債権について、その確定期限の到来後に弁済期が到来する給料その他継続的給付に係る債権のみを差し押さえることができる。

第155条（差押債権者の金銭債権の取立て）

- 1 金銭債権を差し押さえた債権者は、**債務者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは**、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執

行費用の額を超えて支払を受けることができない。

2 差押債権者が第三債務者から支払を受けたときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。

3 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

第156条（第三債務者の供託）

1 **第三債務者は、差押えに係る金銭債権（差押命令により差し押さえられた金銭債権に限る。次項において同じ。）の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。**

2 第三債務者は、次条第1項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられていない部分を超えて発せられた差押命令、差押処分又は仮差押命令の送達を受けたときはその債権の全額に相当する金銭を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

第158条（債権者の損害賠償）

差押債権者は、債務者に対し、差し押さえた債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

第165条（配当等を受けるべき債権者の範囲）

配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

- ① 第三債務者が第156条第1項又は第2項の規定による供託をした時
- ② 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時
- ③ 売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時
- ④ 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

<過去問>

- | | |
|---|-----------------------------|
| <p>1. 少額訴訟債権執行を除く金銭債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。)に対する強制執行に関し・・・金銭債権に対する強制執行は、執行裁判所の差押命令により開始する。(28-7-ア)</p> | <p>正しい。
(143条)</p> |
| <p>2. 債権執行の申立ては、地方裁判所のほか、簡易裁判所に対してもすることができる。</p> | <p>誤り。
(144条1項)</p> |
| <p>3. 金銭債権の執行は、債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。(8-6-1)</p> | <p>誤り。
(144条1項, 2項)</p> |
| <p>4. 差押命令は、差押えの執行を受けている金銭債権についても、更に発することができる。(8-6-2)</p> | <p>正しい。
(144条3項)</p> |

- | | |
|--|--|
| <p>5. 債権の執行は、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が執行裁判所となり得る。(2-1-4)</p> | <p>正しい。
(144条
1項, 2
項)</p> |
| <p>6. 債権執行の申立ては、債務者の普通裁判籍がないときは、第三債務者の普通裁判籍又はその事務所若しくは営業所の所在地を管轄する地方裁判所にすることができる。(S62-03-4)</p> | <p>誤り。
(144条
1項, 2
項)</p> |
| <p>7. 少額訴訟債権執行を除く金銭債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。)に対する強制執行に関し・・・差押命令は、第三債務者を審尋して発しなければならない。(28-7-イ)</p> | <p>誤り。
(145条
2項)</p> |
| <p>8. 金銭債権に対する差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。(12-6-ア)</p> | <p>正しい。
(145条
4項)</p> |
| <p>9. 債権執行における差押命令は、これが債務者に送達された時に、その効力が生じる。(8-6-3)</p> | <p>誤り。
(145条
4項)</p> |
| <p>10. 債権執行における差押命令を発する場合には、第三債務者を審尋することができる。(8-6-4)</p> | <p>誤り。
(145条
2項)</p> |
| <p>11. 債権執行において、執行裁判所は、差押命令を発するに当たり、債務者又は第三債務者を審尋することができる。(3-7-1)</p> | <p>誤り。
(145条
2項)</p> |
| <p>12. 債権執行において、差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。(3-7-2)</p> | <p>正しい。
(145条
4項)</p> |
| <p>13. 債権執行において、差押命令の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。(3-7-3)</p> | <p>正しい。
(145条
5項)</p> |
| <p>14. 差押債権者の債権の額が差し押えるべき債権の額に満たない場合でも、差し押えるべき債権の全部について差押命令を発することができる。(3-7-4)</p> | <p>正しい。
(146条
1項)</p> |
| <p>15. 差し押さえるべき債権が金銭債権である場合には、差押債権者の債権額及び執行費用の額を超えて差押えをすることはできない。(18-7-1, 12-6-イ)</p> | <p>誤り。
(146条
1項)</p> |

16. 差押債権者は、差押命令が第三債務者に送達された後であっても、第三債務者の陳述の催告の申立てをすることができる。(18-7-2) 誤り。(147条1項、書記官が送達の手続を完了するまでに)
17. 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。(3-7-5) 正しい。(148条1項)
18. 少額訴訟債権執行を除く金銭債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。)に対する強制執行に関し・・・金銭債権の一部が差し押さえられた後、その残余の部分を超えて別に差押命令が発せられたときは、各差押えの効力が及ぶ範囲は、当該金銭債権の全額を各差押債権者の請求債権の額に応じて按分した額に相当する部分となる。(28-7-ウ) 誤り。(149条)
19. 債権の一部が仮差押えの執行を受けた場合において、その残余部分を超えて差押命令が発せられたときは、差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。 正しい。(149条)
20. 一般債権者の甲が債権の一部について差押えをした場合であっても、他の一般債権者の乙は、当該債権の全部を更に差し押さえることができるが、その場合には、甲を債権者とする先の差押えの執行の効力は、当該債権の全部に及ぶ。(15-7-エ) 正しい。(149条)
21. 抵当権の被担保債権の差押命令の申立てと、その債権について差押えがされた旨の登記の嘱託の申立てとは、同時にすることができる。 正しい。(150条)
22. 給料債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。 正しい。(151条)

23. AとBは、婚姻中に長男Cをもうけたが、平成23年5月31日、家庭裁判所の家事調停において、①離婚をしてCの親権者をAとすること及び②Cが成人に達するまでの間、BがCの養育費として毎月末日限り8万円をAに対して支払うことを合意し、その旨が調停調書に記載された。Bは、D社に勤務して月額40万円の給料(所得税、住民税及び社会保険料を控除した手取り額)を得ているが、E社に対し、貸金債務を負担している。Bは、Cの養育費につき平成24年3月分までは支払ってきたが、同年4月分から6月分までの3か月分の支払を怠った。・・・Aは、Bが支払を怠った3か月分の養育費だけでなく、期限が到来していない平成24年7月分以降の養育費についても、債権執行を開始することができる。(24-7-ウ)
24. 金銭債権を差し押さえた債権者は、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて、差し押さえた債権について支払を受けることができない。
25. 金銭債権を差し押さえた債権者は、差押命令が債務者に送達されれば、直ちに、差し押さえた債権を取り立てることができる。(18-7-3)
26. 金銭債権を差し押さえた債権者は、差押命令が債務者に送達された日から1月を経過しなければ、その債権を取り立てることができない。(8-6-5)
27. 第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。(12-6-ウ)
28. ある債権者が金銭債権の一部を差し押さえた場合において、その残余の部分を超えて他の債権者が差押えをしたときは、いずれの差押債権者も、取立訴訟を提起することはできない。(12-6-エ)
29. 差押債権者は、債務者に対し、差し押さえた債権の行使を怠ったことによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。
30. 少額訴訟債権執行を除く金銭債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。)に対する強制執行に関し・・・執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令を発することができる。(28-7-オ)
- 正しい。
(151条の2第1項3号)
- 正しい。
(155条1項但書)
- 誤り。
(155条1項)
- 誤り。
(155条1項)
- 正しい。
(156条1項)
- 誤り。
(156条2項, 157条4項)
- 正しい。
(158条)
- 正しい。
(159条1項)

31. AとBは、婚姻中に長男Cをもうけたが、平成23年5月31日、家庭裁判所の家事調停において、①離婚をしてCの親権者をAとすること及び②Cが成人に達するまでの間、BがCの養育費として毎月末日限り8万円をAに対して支払うことを合意し、その旨が調停調書に記載された。Bは、D社に勤務して月額40万円の給料（所得税、住民税及び社会保険料を控除した手取り額）を得ているが、E社に対し、貸金債務を負担している。Bは、Cの養育費につき平成24年3月分までは支払ってきたが、同年4月分から6月分までの3か月分の支払を怠った。・・・BのD社に対する給料債権をAが差し押さえた後、当該給料債権につき転付命令を申し立てた場合において、Aの申立てに係る転付命令がD社に送達される前に、E社がBに対する貸金債権の回収のため、当該給料債権を差し押さえたときであっても、転付命令の効力が生じ、Aは、当該給料債権を有効に取得することができる。（24-7-1イ）
32. 転付命令が第三債務者に送達される時までに、転付命令に係る金銭債権について他の債権者が差し押えをしたときは、転付命令は、その効力を生じない。（12-6-オ）
33. 一般債権者の甲が転付命令を得、その転付命令が第三債務者に送達される時までに、転付命令に係る金銭債権について、他の一般債権者の乙が差し押えをしたときは、転付命令は、その効力を生じない。（15-7-オ）
34. 転付命令が確定した時点において、転付命令に係る債権が存在しなかったときは、差し押え債権者の債権及び執行費用が弁済されたものとみなされる効力は生じない。（18-7-5）
35. AとBは、婚姻中に長男Cをもうけたが、平成23年5月31日、家庭裁判所の家事調停において、①離婚をしてCの親権者をAとすること及び②Cが成人に達するまでの間、BがCの養育費として毎月末日限り8万円をAに対して支払うことを合意し、その旨が調停調書に記載された。Bは、D社に勤務して月額40万円の給料（所得税、住民税及び社会保険料を控除した手取り額）を得ているが、E社に対し、貸金債務を負担している。Bは、Cの養育費につき平成24年3月分までは支払ってきたが、同年4月分から6月分までの3か月分の支払を怠った。・・・BのD社に対する給料債権をAが差し押さえたところ、D社は、差し押さえられた給料債権の額に相当する金銭を供託した。この場合において、E社は、その後に配当要求をしたとしても、当該供託金につき配当を受けることはできない。（24-7-エ）

誤り。
（159条3項）

正しい。
（159条3項）

正しい。
（159条3項）

正しい。
（160条）

正しい。
（165条1項、156条1項）

36. 金銭債権に対する強制執行において、第三債務者が差押えに係る金銭債権の全額を供託したときは、債権者は、第三債務者がその事情を執行裁判所に届け出るまでは、配当要求をすることができる。(S60-06-オ)

誤り。

(165条
1号)

債権執行～差押禁止債権

給料は労働者の生活の糧なので、全額の差押えを禁止されています。

給料債権は4分の3が差押禁止とされています（152条1項2号）。

また、「その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額（政令により33万円）に相当する部分」が差押禁止とされています。

例えば、給料月額24万円の人の場合、4分の3に相当する部分（18万円）が差押禁止となり、6万円のみ差押えが可能となります。

給料月額60万円の人の場合、4分の3に相当する部分は45万円です。そして、45万円は33万円を超えるので33万円までが差押禁止とされます。従って、この場合、60万円－33万円＝27万円の差押えが可能となります。

また、養育費の請求のために債権執行をする場合には、差押禁止部分が2分の1となります。この場合は、最低でも給料の半額を取れることとなります。

<押さえるべき条文>

第152条（差押禁止債権）

- 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の**4分の3に相当する部分**（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。
 - 給料**、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権
- 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権については、その給付の4分の3に相当する部分は、差し押さえてはならない。
- 債権者が**前条第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権**（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。＜**養育費等**の場合を指します。＞）を請求する場合における前二項の規定の適用については、前二項中「4分の3」とあるのは、「**2分の1**」とする。

第153条（差押禁止債権の範囲の変更）

- 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の**全部若しくは一部を取り消し**、又は前条の規定により差し押さえてはならない債権の部分について差押命令を発することができる。

<過去問>

- | | |
|--|---|
| <p>1. 少額訴訟債権執行を除く金銭債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。)に対する強制執行に関し・・・執行裁判所は、債務者の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消すことができる。(28-7-エ)</p> | <p>正しい。
(153条
1項)</p> |
| <p>2. AとBは、婚姻中に長男Cをもうけたが、平成23年5月31日、家庭裁判所の家事調停において、①離婚をしてCの親権者をAとすること及び②Cが成人に達するまでの間、BがCの養育費として毎月末日限り8万円をAに対して支払うことを合意し、その旨が調停調書に記載された。Bは、D社に勤務して月額40万円の給料(所得税、住民税及び社会保険料を控除した手取り額)を得ているが、E社に対し、貸金債務を負担している。Bは、Cの養育費につき平成24年3月分までは支払ってきたが、同年4月分から6月分までの3か月分の支払を怠った。・・・Aは、Bの毎月の給料の額のうち10万円を超える部分を差し押さえることはできない。(24-7-オ)</p> | <p>誤り。
(152条
1項2号,
3項, 20
万円を超え
る部分を差
し押さえる
ことができ
ない)</p> |

債権執行～取立訴訟

前記事例のC会社が直接取立に応じない場合には、Aは取立訴訟を提起していくことになります（157条1項）。

この取立訴訟では、C会社の申立てにより、取立訴訟の訴状が送達される時までにBの債権を差し押さえた者を取立訴訟に参加させることができます（157条1項）。

C会社としては、紛争を1回で解決する利益があるためです。

<押さえるべき条文>

第155条（差押債権者の金銭債権の取立て）

- 1 金銭債権を差し押さえた債権者は、**債務者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときは**、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。
- 2 差押債権者が第三債務者から支払を受けたときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。
- 3 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

第157条（取立訴訟）

- 1 差押債権者が第三債務者に対し差し押さえた債権に係る給付を求める訴え（以下「取立訴訟」という。）を提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押さえたものに対し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。
- 2 前項の裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。
- 4 前条第2項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならない。

債権執行～転付命令

転付命令とは、それが確定すると、（前記事例の）BのC会社に対する債権がそのままAに帰属する命令だと理解して下さい。

これは、通常、債権差押を申し立てるときに合わせて申立てがされます。

例えば、Aが債権差押命令の申立てをした後に、他の債権者DがBの同じ債権を差し押さえた場合、差押が競合することになり、最終的にAとDについて平等按分されることとなります。

しかし、Aが債権差押命令の申立てとともに転付命令の申立てをして、それが確定すれば、差し押さえたものをAが独占できることとなります。

（もっとも、C会社が無資力だった場合、その危険もAが引き受けることとなりますが・・・）

<押さえるべき条文>

第159条（転付命令）

- 1 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて**券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令**（以下「転付命令」という。）を発することができる。
- 2 転付命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。
- 3 転付命令が**第三債務者に送達される時まで**に、転付命令に係る金銭債権について、他の債権者が差押え、仮差押えの執行又は配当要求をしたときは、**転付命令は、その効力を生じない。**

第160条（転付命令の効力）

差押命令及び転付命令が確定した場合においては、差押債権者の債権及び執行費用は、**転付命令に係る金銭債権が存する限り**、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。

<過去問>

1. 差し押さえた債権に譲渡禁止特約が付されているときは、その債権について誤り。
ては、転付命令を発することはできない。（18-7-4）

第五款 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例

<押さえるべき条文>

第167条の15（扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制）H29

I **第151条の2第1項各号**に掲げる義務に係る金銭債権についての強制執行は、前各款の規定により行うほか、**債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が第172条第1項に規定する方法により行う。**ただし、債務者が、支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないとき、又はその債務を弁済することによつてその生活が著しく窮迫するときは、この限りでない。

※第172条（間接強制）

1 作為又は不作為を目的とする債務で前条第1項の強制執行ができないものについての強制執行は、執行裁判所が、債務者に対し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる方法により行う。

<過去問>

1. AとBは、婚姻中に長男Cをもうけたが、平成23年5月31日、家庭裁判所の家事調停において、①離婚をしてCの親権者をAとすること及び②Cが成人に達するまでの間、BがCの養育費として毎月末日限り8万円をAに対して支払うことを合意し、その旨が調停調書に記載された。Bは、D社に勤務して月額40万円の給料（所得税、住民税及び社会保険料を控除した手取り額）を得ているが、E社に対し、貸金債務を負担している。Bは、Cの養育費につき平成24年3月分までは支払ってきたが、同年4月分から6月分までの3か月分の支払を怠った。・・・Aは、養育費に係る金銭債権の強制執行として、BのD社に対する給料債権を差し押さえることはできるが、間接強制の方法によることはできない。（24-7-ア）
2. 金銭債権についての強制執行は、間接強制の方法によることができない。（20-7-イ）
3. 金銭債権についての強制執行は、直接強制の方法のみによることができ、間接強制の方法によることはできない。（29-7-ア）

誤り。
（167条の15第1項）
誤り。
（167条の15第1項）
誤り。
（167条の15第1項）

第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行

<押さえるべき条文>

第168条（不動産の引渡し等の強制執行）

1 **不動産等**（不動産又は人の居住する船舶等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の**引渡し又は明渡しの強制執行**は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債権者にその占有を取得させる方法により行う。

第172条（間接強制）

1 作為又は不作為を目的とする債務で前条第1項の強制執行ができないものについての強制執行は、**執行裁判所が、債務者に対し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる方法**により行う。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を**変更**することができる。**H29**

3 執行裁判所は、前二項の規定による決定をする場合には、**申立ての相手方を審尋**しなければならない。**H29**

4 第1項の規定により命じられた金銭の支払があつた場合において、**債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、債権者は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。**

5 第1項の強制執行の申立て又は第2項の申立てについての裁判に対しては、**執行抗告**をすることができる。**H29**

第173条

1 **第168条第1項、第169条第1項、第170条第1項及び第171条第1項に規定する強制執行は、それぞれ第168条から第171条までの規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が前条第1項に規定する方法により行う。**この場合においては、同条第2項から第5項までの規定を準用する。**H29**

<過去問>

1. 不動産の引渡しについての強制執行は、間接強制の方法によることができる。（20-7-ア）

正しい。

（173条1項、168条1項、172条1項）

2. 不作為を目的とする債務についての強制執行を間接強制の方法によってするには、債務者が現に不作為義務に違反していることが必要である。（20-7-ウ）

誤り。

（債務者がその不作為義務に違反するおそれがあることを立証すれ

- | | |
|--|-------------------------------|
| 3. 間接強制決定をするには、相手方を審尋しなければならない。(20-7-エ) | ば足りる)
正しい。
(172条
3項) |
| 4. 間接強制決定により支払われた金銭は、債務不履行による損害賠償債務の弁済に充当されない。(20-7-オ) | 誤り。
(172条
4項) |
| 5. 事情の変更があったときは、執行裁判所は、申立てにより、間接強制決定を変更することができる。(29-7-イ) | 正しい。
(172条
2項) |
| 6. 執行裁判所は、相当と認めるときは、申立ての相手方を審尋しないで、間接強制決定をすることができる。(29-7-ウ) | 誤り。
(172条
3項) |
| 7. 間接強制決定に対しては、執行抗告をすることができる。(29-7-エ) | 正しい。
(172条
5項) |
| 8. 不作為を目的とする債務についての強制執行は、代替執行の方法によることができる場合には、間接強制の方法によることはできない。(29-7-オ) | 誤り。
(173条
1項) |

ポイント整理・・・配当要求権者

不動産の強制競売 (民執法51条)	不動産の強制管理 (民執法105条)	動産執行 (民執法133条)	債権執行 (民執法154条)
①執行力のある債務名義の正本を有する債権者 ②強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者 ※1 ③文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者 ※2	①執行力のある債務名義の正本を有する債権者 ②文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者 ※2	①先取特権者 ※3 ②質権者 ※3	①執行力のある債務名義の正本を有する債権者 ②文書により先取特権を有することを証明した債権者

※1 差押えの登記前に登記がなされた仮差押債権者は配当要求をしなくとも、配当にあずかることができる(民執法87条1項3号)。

※2 一般の先取特権には、賃金債権等、社会的に保護すべき被担保債権が多いから、配当要求することが認められている。

※3 先取特権、質権を証する文書を提出して配当要求をすることができる。

少額訴訟債権執行

ポイント整理・・・少額訴訟債権執行

執行の開始	執行機関	簡易裁判所の裁判所書記官 執行裁判所としての当該簡易裁判所 ⇒ただし、第三者異議の訴えの管轄裁判所は、執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所
	対象	金銭債権
	債務名義	少額訴訟に係る債務名義
	申立て	簡易裁判所の裁判所書記官【※1】
	開始	裁判所書記官の差押処分
債権の実現	換価	◆差押債権者自身による被差押債権の取立て ◇移行後の地方裁判所である執行裁判所による転付命令等【※2】
	弁済金の交付	◆裁判所書記官による弁済金の交付 (第三債務者が供託した場合の債権の実現方法である。) ⇒債権者が1人であるとき又は2人以上であって供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるとき
	配当	◇移行後の地方裁判所である執行裁判所による配当【※3】 ⇒債権者が2人以上であって供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないとき
地方裁判所の債権執行手続への移行	転付命令等のための必要的移行【※2】	差押債権者が転付命令等を求め、地方裁判所の債権執行手続への移行を求める旨の申立てをしたとき
	配当のための必要的移行【※3】	債権者が2人以上であって供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当を実施すべきとき
	裁量移行	差し押さえるべき金銭債権の内容その他の事情を考慮して相当と認めるとき

【※1】 差押処分の申立てについての裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内に、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。

【※2】 少額訴訟債権執行においては、換価は、差押債権者が直接取り立てることによって行い、換価のための転付命令、譲渡命令等の方法による換価を命ずる命令は、困難な判断を要することから、少額訴訟債権執行においては認められていない。これらの命令を求める場合には、執行裁判所に対して地方裁判所の債権執行手続への移行を求める申立てをしなければならない(民訴法167条の10第1項)。

【※3】 第三債務者が供託をした場合において、債権者が2人以上であって供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当を実施するときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行手続に事件を移行させなければならない(民訴法167条の11第1項)。

<押さえるべき条文>

第167条の2（少額訴訟債権執行の開始等）

- 1 次に掲げる少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行は、前目の定めるところにより裁判所が行うほか、第2条の規定にかかわらず、申立てにより、この目の定めるところにより裁判所書記官が行う。
 - ① 少額訴訟における確定判決
 - ② 仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決
 - ③ 少額訴訟における訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分
 - ④ 少額訴訟における和解又は認諾の調書
 - ⑤ 少額訴訟における民事訴訟法第275条の2第1項の規定による和解に代わる決定
- 2 前項の規定により裁判所書記官が行う同項の強制執行（以下この目において「少額訴訟債権執行」という。）は、裁判所書記官の差押処分により開始する。
- 3 少額訴訟債権執行の申立ては、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。
 - ① 第1項第1号に掲げる債務名義 同号の判決をした簡易裁判所
 - ② 第1項第2号に掲げる債務名義 同号の判決をした簡易裁判所
 - ③ 第1項第3号に掲げる債務名義 同号の処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所
 - ④ 第1項第4号に掲げる債務名義 同号の和解が成立し、又は同号の認諾がされた簡易裁判所
 - ⑤ 第1項第5号に掲げる債務名義 同号の和解に代わる決定をした簡易裁判所
- 4 第144条第3項及び第4項の規定は、差押えに係る金銭債権（差押処分により差し押さえられた金銭債権に限る。以下この目において同じ。）について更に差押処分がされた場合について準用する。この場合において、同条第3項中「差押命令を発した執行裁判所」とあるのは「差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所」と、「執行裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」と、「他の執行裁判所」とあるのは「他の簡易裁判所の裁判所書記官」と、同条第4項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と読み替えるものとする。

第167条の3（執行裁判所）

少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分に関しては、その裁判所書記官の所属する簡易裁判所をもつて執行裁判所とする。

第167条の4（裁判所書記官の執行処分の効力等）

- 1 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分は、特別の定めがある場合を除き、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。
- 2 前項に規定する裁判所書記官が行う執行処分に対しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。
- 3 第10条第6項前段及び第9項の規定は、前項の規定による執行異議の申立てがあつた場合について準用する。

第167条の5（差押処分）

- 1 裁判所書記官は、差押処分において、債務者に対し金銭債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。
- 2 第145条第2項から第4項までの規定は、差押処分について準用する。
- 3 差押処分の申立てについての裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。
- 4 前項の執行異議の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。
- 5 民事訴訟法第74条第1項の規定は、差押処分の申立てについての裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第3項及び前項並びに同条第3項の規定を準用

する。

第167条の6（費用の予納等）

- 1 少額訴訟債権執行についての第14条第1項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「執行裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。
- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による裁判所書記官の処分については、適用しない。
- 3 第1項の規定により読み替えて適用する第14条第4項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。
- 4 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。
- 5 第1項の規定により読み替えて適用する第14条第4項の規定により少額訴訟債権執行の手続を取り消す旨の裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

第167条の7（第三者異議の訴えの管轄裁判所）

少額訴訟債権執行の不許を求める第三者異議の訴えは、第38条第3項の規定にかかわらず、執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

第167条の8（差押禁止債権の範囲の変更）

- 1 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第167条の14において準用する第152条の規定により差し押さえてはならない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることができる。
- 2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押処分が取り消された金銭債権について差押処分をすべき旨を命じ、又は同項の規定によりされた差押処分の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 3 第153条第3項から第5項までの規定は、前二項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同条第4項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替えるものとする。

第167条の9（配当要求）

- 1 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、裁判所書記官に対し、配当要求をすることができる。
- 2 第154条第2項の規定は、前項の配当要求があつた場合について準用する。
- 3 第1項の配当要求を却下する旨の裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない。
- 4 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第167条の10（転付命令等のための移行）

- 1 差押えに係る金銭債権について転付命令又は譲渡命令、売却命令、管理命令その他相当な方法による換価を命ずる命令（以下この条において「転付命令等」という。）のいずれかの命令を求めようとするときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、転付命令等のうちいずれの命令を求めよかを明らかにして、債権執行の手続に事件を移行させることを求め旨の申立てをしなければならない。
- 2 前項に規定する命令の種別を明らかにしてされた同項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。
- 3 前項の規定による決定が効力を生ずる前に、既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。
- 4 第2項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 第1項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

6 第2項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分の申立て又は第1項の申立てがあつた時に第2項に規定する地方裁判所にそれぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立てがあつたものとみなし、既にされた執行処分その他の行為は債権執行の手続においてされた執行処分その他の行為とみなす。

第167条の11（配当等のための移行等）

- 1 第167条の14において準用する第156条第1項若しくは第2項又は第157条第5項の規定により供託がされた場合において、債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当を実施すべきときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令又は差押処分が発せられたときは、執行裁判所は、同項に規定する地方裁判所における債権執行の手続のほか、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続にも事件を移行させることができる。
- 3 第1項に規定する供託がされた場合において、債権者が一人であるとき、又は債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剰余金を債務者に交付する。
- 4 前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられたときは、執行裁判所は、同項の規定にかかわらず、その所在地を管轄する地方裁判所又は当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。
- 5 差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられた場合において、当該差押命令を発した執行裁判所が第161条第6項において準用する第109条の規定又は第166条第1項第2号の規定により配当等を実施するときは、執行裁判所は、当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。
- 6 第1項、第2項、第4項又は前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 7 第84条第3項及び第4項、第88条、第91条（第1項第6号及び第7号を除く。）並びに第92条第1項の規定は第3項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の手続について、前条第3項の規定は第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による決定について、同条第6項の規定は第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による決定が効力を生じた場合について準用する。

第167条の12（裁量移行）

- 1 執行裁判所は、差し押さえるべき金銭債権の内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。
- 2 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 3 第167条の10第3項の規定は第1項の規定による決定について、同条第6項の規定は第1項の規定による決定が効力を生じた場合について準用する。この場合において、同条第6項中「差押処分の申立て又は第1項の申立て」とあるのは「差押処分の申立て」と、「それぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立て」とあるのは「差押命令の申立て」と読み替えるものとする。

第167条の13（総則規定の適用関係）

少額訴訟債権執行についての第一章及び第二章第一節の規定の適用については、第13条第1項中「執行裁判所とする手続」とあるのは「第167条の2第2項に規定する少額訴訟

「債権執行の手続」と、第16条第1項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第17条中「執行裁判所の行う民事執行」とあるのは「第167条の2第2項に規定する少額訴訟債権執行」と、第40条第1項中「執行裁判所又は執行官」とあるのは「裁判所書記官」と、第42条第4項中「執行裁判所の裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官」とする。

第167条の14（債権執行の規定の準用）

第146条から第152条まで、第155条から第158条まで、第164条第5項及び第6項並びに第165条（第3号及び第4号を除く。）の規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第146条、第155条第3項及び第156条第3項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第146条第1項中「差押命令を発する」とあるのは「差押処分をする」と、第147条第1項、第148条第2項、第150条及び第155条第1項中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第147条第1項及び第148条第1項中「差押えに係る債権」とあるのは「差押えに係る金銭債権」と、第149条中「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分がされたとき」と、第164条第5項中「差押命令の取消決定」とあるのは「差押処分の取消決定若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、第165条（見出しを含む。）中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

第三章 担保権の実行としての競売等

担保権の実行

例えば、甲土地について、Aが抵当権者、Bが抵当権設定者で抵当権設定の登記がされていた場合に、Aが抵当権を実行する手続が担保権実行の典型例です。

不動産を目的とする担保権を不動産担保権といい、不動産担保権の実行方法には「担保不動産競売」と「担保不動産収益執行」があります。

①担保不動産競売

競売による不動産担保権の実行のことです（180条1号）。法定地上権（81条）を除き、強制競売に関する規定が準用されます（188条）。なお、法定地上権の規定が除かれている理由は、民法388条が抵当権についての法定地上権を定めているからです。

②担保不動産収益執行

強制管理の担保権バージョンです。強制管理の規定が準用されます（188条）。

担保権実行に関する最大のポイントは、「債務名義が要らない」ことです。担保権についての登記事項証明書（登記簿謄本）を提出するだけで、執行を開始できます。

<押さえるべき条文>

第180条（不動産担保権の実行の方法）

1 不動産（登記することができない土地の定着物を除き、第43条第2項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。）を目的とする担保権（以下この章において「不動産担保権」という。）の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

① 担保不動産競売（競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

② **担保不動産収益執行**（不動産から**生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法**による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。）の方法

第181条（不動産担保権の実行の開始）

1 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。

① 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第一百五十二号）第15条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本

② 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の謄本

③ **担保権の登記**（仮登記を除く。）に関する**登記事項証明書**

④ 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書

※**債務名義の提出は不要**とされています。

第182条（開始決定に対する執行抗告等）

不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告又は執行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者（不動産とみなされるものにあつては、その権利者。以下同じ。）は、**担保権の不存在又は消滅を理由とすることができる。**

第184条（代金の納付による不動産取得の効果）

担保不動産競売における代金の納付による**買受人の不動産の取得は、担保権の不存在又は消滅により妨げられない。**

第187条（担保不動産競売の開始決定前の保全処分等）

執行裁判所は、**担保不動産競売の開始決定前であつても、**債務者又は不動産の所有者若

しくは占有者が価格減少行為（第55条第1項に規定する価格減少行為をいう。以下この項において同じ。）をする場合において、特に必要があるときは、当該不動産につき担保不動産競売の申立てをしようとする者の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、同条第1項各号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為による価格の減少又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

第188条（不動産執行の規定の準用）

第44条の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目（第81条を除く。）の規定は担保不動産競売について、同条第三款の規定は担保不動産収益執行について準用する。

※第47条（二重開始決定）

1 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされた不動産について強制競売の申立てがあつたときは、執行裁判所は、**更に強制競売の開始決定をするものとする。**

※第59条（売却に伴う権利の消滅等）

不動産の上に存する先取特権、使用及び収益をしない旨の定めのある質権並びに**抵当権は、売却により消滅する。**

4 不動産の上に存する留置権並びに使用及び収益をしない旨の定めのない質権で第2項の規定の適用がないものについては、買受人は、これらによつて担保される債権を弁済する責めに任ずる。

※第75条（不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等）

1 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができない事由により不動産が損傷した場合には、執行裁判所に対し、売却許可決定前にあつては売却の不許可の申出をし、売却許可決定後にあつては代金を納付する時までにはその決定の取消しの申立てをすることができる。ただし、**不動産の損傷が軽微であるときは、この限りでない。**

※第80条（代金不納付の効果）

1 **買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。**この場合においては、買受人は、第66条の規定により提供した保証の返還を請求することができない。

※第89条（配当異議の申出）

1 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出（以下「配当異議の申出」という。）をすることができる。

第192条（動産執行の規定の準用）

前章第2節第3款（第123条第2項、第128条、第131条及び第132条を除く。）及び第183条の規定は動産競売について、第128条、第131条及び第132条の規定は一般の先取特権の実行としての動産競売について、第123条第2項の規定は第190条第1項第3号に掲げる場合における動産競売について準用する。

第194条（担保権の実行についての強制執行の総則規定の準用）

第38条【第三者異議の訴え】、第41条及び第42条の規定は、担保権の実行としての競売、担保不動産収益執行並びに前条第1項に規定する担保権の実行及び行使について準用する。

<過去問>

1. 不動産を目的とする担保権の実行としての競売がされた場合、債務者は、当該担保権の被担保債権が時効により消滅したことを理由として請求異議の訴えを提起することができる。（14-6-U）
2. 抵当権の実行手続は、担保不動産収益執行の方法によっても行うことができる。（6-6-1）

誤り。
（規定なし）
正しい。
（180）

- | | |
|---|--|
| <p>3. 担保権の実行としての不動産競売は、債務名義はなくとも担保権の登記がされている不動産登記に関する登記事項証明書の提出があれば開始される。
(11-6-ア)</p> | <p>条)
正しい。
(181条
1項3号)</p> |
| <p>4. 抵当権の実行としての競売は、債務名義が提出されたときに限り、開始される。(6-6-2)</p> | <p>誤り。
(181条
1項)</p> |
| <p>5. 抵当権の実行としての競売の開始決定に対する執行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者は、抵当権の不存在又は消滅を理由とすることができる。(6-6-4)</p> | <p>正しい。
(182
条)</p> |
| <p>6. 不動産担保権の実行の開始決定に対する執行抗告又は執行異議の申立てにおいては、原裁判又は執行処分的手続的な瑕疵のみを理由とすることができ、実体的な権利の不存在又は消滅を理由とすることはできない。(22-7-ア)</p> | <p>誤り。
(182
条)</p> |
| <p>7. 担保不動産競売の開始決定に対しては、担保権の不存在又は消滅を理由として執行異議の申立てをすることができる。(23-7-イ, 11-6-エ)</p> | <p>正しい。
(182
条)</p> |
| <p>8. 買受人が代金を納付した後は、担保権のないことを証する確定判決の謄本を提出しても、担保不動産競売の手続を停止することはできない。(23-7-ウ)</p> | <p>正しい。
(184
条)</p> |
| <p>9. 抵当権の実行としての競売手続における買受人は、代金を納付した場合であっても、代金納付前に抵当権が消滅していたときは、不動産を取得することができない。(6-6-5)</p> | <p>誤り。
(184
条)</p> |
| <p>10. 担保不動産について不動産の所有者が不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為をしていた場合には、当該不動産の担保権者は、担保不動産競売の申立てをした後に限り、当該行為を禁止することを命ずる保全処分の申立てをすることができる。(23-7-エ)</p> | <p>誤り。
(187条
1項)</p> |
| <p>11. 開始決定前の保全処分の制度は、担保権の実行としての不動産競売にはあるが、不動産の強制競売にはない。(11-6-イ)</p> | <p>正しい。
(187条
1項)</p> |
| <p>12. 抵当権者による担保権の実行としての競売の開始決定がされた不動産については、一般債権者は、強制競売の申立てをすることはできない。(15-7-イ)</p> | <p>誤り。
(188
条, 47条
1項)</p> |
| <p>13. 不動産の上に存する抵当権は、担保権の実行としての不動産競売では売却によって消滅するが、不動産の強制競売では売却によって消滅しない。</p> | <p>誤り。
(188</p> |

(11-6-オ)

14. 担保不動産競売において、不動産の上に存する留置権は、売却により消滅する。(25-7-ア)

15. 買受人は、売却許可決定後に自己の責めに帰することができない事由により不動産に損傷が生じた場合には、当該損傷が軽微であるときであっても、執行裁判所に対し、代金を納付する時までその決定の取消しの申立てをすることができる。(25-7-ウ)

16. 申立債権者は、買受人が代金を納付する期限までに代金を納付しなかった場合には、次順位買受申出人がいないときであっても、当該買受人の同意を得なければ、不動産担保権の実行の申立てを取り下げることができない。(25-7-エ)

17. 担保不動産競売の申立てがされた不動産について、既に強制競売の開始決定がされているときは、執行裁判所は、担保不動産競売の開始決定をすることができない。(23-7-ア)

18. 担保不動産競売の手続において、配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服がある場合には、債務者ではない不動産の所有者も、配当異議の申出をすることができる。(23-7-オ)

19. 質権実行としての動産競売において、一般の先取特権を有する者は、配当要求をすることができる。(S60-06-エ)

20. 不動産の所有者が第三者異議の訴えを提起することは、担保権の実行としての不動産競売ではできないが、不動産の強制競売ではできる。(11-6-ウ)

21. 期間入札において、自らが最高の価額で買受けの申出をしたにもかかわらず、執行官の誤りにより当該入札が無効と判断されて他の者が最高価買受申出人と定められたため、買受人となることができなかつたことを主張する入札人は、この者が受けた売却許可決定に対し、執行抗告をすることができ

条, 59条
1項)

誤り。

(188
条, 59条
4項)

誤り。

(188
条, 75条
1項)

誤り。

(188
条, 80条
1項参照)

誤り。

(188
条, 47条
1項)

正しい。

(188
条, 89条
1項, 物上
保証人も含
まれる)

正しい。

(192
条, 133
条)

誤り。

(194
条, 38
条)

正しい。

(最決平
22.8.25)

る。(25-7-イ)

22. 執行裁判所は、担保不動産競売の対象とされた土地上に、その競売の対象とはされていない建物が存在する場合であっても、当該土地を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができる。(25-7-オ)

正しい。
(最決平
11.10.26)

<平成 31 年度本試験受験用・過去問重要度一覧（保全法・執行法）>

過去問の出題周期からみた「平成 31 年度本試験での出題可能性」をABCランクで分けています。

使い方

Aランク…平成 31 年度本試験対策のメイン論点。出題可能性大。講座復習時も直前期も繰り返して、完全にマスターしておく必要あり。

Bランク…出題可能性がそれほど高くない論点。6 月下旬の最後の追い込みではカットしても可。

Cランク…出題周期から見て出題可能性が低い論点。度胸さえあれば、全く勉強しなくても可。

	タイトル	年番号	重要度	コメント
	民事保全全般	H30-06	B	
	保全命令	H29-06	B	
	保全命令	H20-06	B	
	保全命令	H16-06	B	
	保全命令	H14-07	B	
	保全命令	H09-07	B	
	保全命令	H04-08	B	
	仮差押命令	H25-06	A	
	仮差押命令	H21-06	A	
	仮差押命令	H08-07	A	
	仮差押命令	H03-08	A	
	仮処分命令	H28-06	B	
	仮処分命令	H26-06	B	
	仮処分命令	H24-06	B	
	仮処分命令	H22-06	B	
	仮処分命令	H19-06	B	
	仮処分命令	H12-07	B	
	仮処分命令	H06-07	B	
	保全命令の不服申立て	H27-06	A	
	保全命令の不服申立て	H23-06	A	
	保全命令の不服申立て	H18-06	A	
	保全命令の不服申立て	H15-06	A	
	保全命令の不服申立て	H10-07	A	
	保全命令の不服申立て	H07-07	A	
	保全命令の不服申立て	H05-02	A	
	保全執行	H11-07	A	
	仮差押えの執行	H17-07	A	
	仮差押えの執行	H02-06	A	
	仮処分の執行	H13-06	A	
	執行裁判所	H02-01	A	
	執行抗告等	H22-07	A	
	執行抗告等	H04-07	A	
	執行抗告等	H02-08	A	
	執行文	H30-07	C	

	タイトル	年番号	重要度	コメント
	執行文	H16-07	C	
	執行文	H01-08	C	
	債務名義	H27-07	B	
	強制執行の不服申立て	H26-07	A	
	強制執行の不服申立て	H17-06	A	
	強制執行の不服申立て	H14-06	A	
	強制執行の不服申立て	H10-06	A	
	不動産に対する強制執行	H21-07	A	
	不動産に対する強制執行	H19-07	A	
	不動産に対する強制執行	H09-06	A	
	不動産に対する強制執行	H07-06	A	
	不動産に対する強制執行	H05-07	A	
	不動産に対する強制執行	H03-06	A	
	動産執行	H13-07	A	
	動産執行	H01-07	A	
	債権執行	H28-07	A	
	債権執行	H24-07	A	
	債権執行	H18-07	A	
	債権執行	H12-06	A	
	債権執行	H08-06	A	
	債権執行	H03-07	A	
	間接強制	H29-07	B	
	間接強制	H20-07	B	
	担保権の実行としての競売	H25-07	A	
	担保権の実行としての競売	H23-07	A	
	担保権の実行としての競売	H11-06	A	
	担保権の実行としての競売	H06-06	A	
	差押えの競合	H15-07	A	

【MEMO】

<成 30 年度本試験>

第 7 問 執行文に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 執行証書についての執行文は、その原本を保存する公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所の裁判所書記官が付与する。

イ 請求が確定期限の到来に係る場合においては、執行文は、その期限の到来後に限り、付与することができる。

ウ 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

エ 執行文は、債権の完全な弁済を得るため執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

オ 執行文の付与の申立てに関する処分に対しては、異議の申立てをすることができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

ア誤り。

本記述は、その原本を保存する公証人とすべきところ、その原本を保存する公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所の裁判所書記官としている点で、誤っている。執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する（民執法 26 条 1 項）。

イ誤り。

請求が確定期限の到来に係る場合、単純執行文（民執法 26 条）の付与を受けてなされた執行申立てに対し、執行機関は確定期限の到来を確認すれば強制執行を開始できる（民執法 30 条 1 項）。すなわち、確定期限の到来は、執行開始要件であり執行文の付与の要件ではない。したがって、本記述は誤っている。

ウ正しい。

本記述は、民事執行法 27 条 1 項により正しい。請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる（民執法 27 条 1 項）。

エ正しい。

本記述は、民事執行法 28 条 1 項により正しい。執行文は、債権の完全な弁済を得るため執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる（民執法 28 条 1 項）。

オ誤り。

本記述は、異議の申立てをすることができる場所、できないとしている点で、誤っている。執行文の付与の申立てに関する処分に対しては、裁判所書記官の処分にあつてはその裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる（民執法 32 条 1 項）。

以上により、正しい記述はウとエであり、したがって、正解は肢 5 となる。

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335